令和３年度入札・契約制度の改正について

改正の視点

視点　1
地域経済を支える建設産業の持続的発展を目指して
「建設企業の適正な評価」「若手職員の適正な評価」
「働き方改革」「就労環境の改善」

視点　2
迅速な事業執行による県土強靭化を目指して
「企業の立場に立った迅速な執行」

視点　3
建設分野のＤＸ実装を目指して
「アフターコロナを見据えた対応」「生産性の向上」

1　地域経済を支える建設産業の持続的発展を目指して

【建設企業の適正な評価】【若手職員の適正な評価】

(1) 建設企業の格付け制度等の見直し

① 土木一式工事の格付点数の下限値を新設、対象工事を拡大

・　企業力の向上を促進し、技術と経営に優れた建設企業を適正に評価するため、**格付けＢ等級**において**「格付点数の下限値」**を新設する。
　※　**令和3年度**の格付けから実施　**「Ｂ級」**　の下限値を**７００点に設定する。**

・　格付けの工事成績加算率の対象工事に**四国地方整備局発注工事**を追加する。
　※　**令和4年度**の格付けから実施

② ＣＣＵＳ登録企業を格付けで評価

・　ＣＣＵＳ登録を加速するため登録企業を加点する。
　２か年分を審査（R4.1.1時点で加入　５点 、R5.1.1時点で加入　３点）
　※　**令和5年度**の格付けから実施

③ 格付けにおける若年労働者雇用評価の見直し

・　若年労働者の雇用評価対象年齢を３０歳未満から３５歳未満に見直す。
　※　**令和3年度**の格付けから実施

④ 技術検定制度の改正に対応し技士補を格付けで適正に評価

・　若年労働者の雇用で技士補新規取得を加点する。
　※　**令和3･4年**の取得を**令和5年度**の格付けから実施

・　経営事項審査の制度改正に対応し、１級技士補を技術力で加点する。
　※　**令和4年度**の格付けから実施

⑤ 入札参加資格審査申請における希望工事種別の見直し

・　「交通安全施設工事」に含まれている**「標識設置工事」**を区分し、単独の**希望工事種別**として設定する。
　※　**令和3･4年度分、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請から実施**
　※　**令和4年度発注工事**に係る新規指名要望書から受付

⑥ 建築関係・設計委託業務等の選定基準の改正

・　人件費の見直しや国の設計業務報酬基準の改訂に対応し「標準発注金額」を改正する。
　※　**令和3年5月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【改正後】
・建築設計　Aランク　４百万円以上　、　Bランク　４百万円未満
・設備設計　Aランク　1.5百万円以上　、　Bランク　1.5百万円未満

【現　行】
・建築設計　Aランク　３百万円以上　、　Bランク　３百万円未満
・設備設計　Aランク　１百万円以上　、　Bランク　１百万円未満

(2) 「企業・配置予定技術者の施工能力」評価の見直し（総合評価落札方式）

① 土木一式工事において「生産性の向上」に資する取組を評価

・　生産性向上の取組（ＩＣＴ施工プロセス）を「企業の施工能力」として評価。

評　価　基　準	配点
a) ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）でＩＣＴ活用工事を実施	2点
b) a)を除く生産性向上に資するＩＣＴ活用工事を実施	1点

※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う受注者希望型ＩＣＴ活用対象工事から適用
※　b)の生産性向上に資するICT活用工事とは自動追尾型TS等を活用する工事を指す

【ＩＣＴ施工プロセス】
①３次元起工測量、②３次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、
④３次元出来型管理等の施工管理、⑤３次元データの納品

② 「配置予定技術者の施工能力」の「資格」の評価基準を細分化

・　建設業法改正に伴う技術検定制度の見直しに対応し評価基準を細分化。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

【改正後】
・資格保有状況を６段階評価（標準）

評価項目	評　価　基　準	配点
配置予定技術者の資格	技術士(建設部門等)又は1級土木施工管理技士	5点
	1級土木施工管理技士補	4点
	1級建設機械施工（管理）技士又は2級土木施工管理技士	3点
	1級建設機械施工管理技士補	2点
	2級建設機械施工（管理）技士	1点
	上記以外	0点

【現　行】
・資格保有状況を４段階評価（標準）

評価項目	評　価　基　準	配点
配置予定技術者の資格	技術士(建設部門等)又は1級土木施工管理技士	5点
	1級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士	3点
	2級建設機械施工技士	2点
	上記以外	0点

③ 監理技術者補佐等としての経験を評価

・　担い手育成、若手職員の活躍の場を確保するため、
監理技術者補佐等としての経験を、「配置予定技術者の施工能力」の
「同種工事の施工経験」及び「工事成績」で評価。

※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

④ 「ＣＰＤ」の有効期間を緩和

・　土木一式工事及び建築一式工事で適用しているＣＰＤ（継続学習）に係る取得単位数の評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、令和３年度は、有効期間を**過去７か年度**及び当該年度の入札公告日まで**拡大**し運用する。

※　**令和3年4月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

【改正後の評価基準等の運用】
・有　効　期　間：原則、過去５か年度及び当該年度の入札公告日まで
⇒　過去７か年度及び当該年度の入札公告日まで
・直近の取得単位：前年度に取得単位がないものは評価しない。
⇒　前年度又は前々年度に取得単位があるものを評価対象とする

【現行の評価基準等の運用】
・有　効　期　間：原則、過去５か年度及び当該年度の入札公告日まで
⇒　過去６か年度及び当該年度の入札公告日まで
・直近の取得単位：前年度に取得単位がないものは評価しない。
⇒　前年度又は前々年度に取得単位があるものを評価対象とする

(3) 工事成績評定制度等の見直し

① 成績評定の選択制を試行

・　価格競争により発注する工事・業務において、**成績評定**の**選択制**を**試行**する。
また、成績評定を行わない場合、**工事関係書類等の簡素化**を合わせて**試行**する。
※　**令和3年5月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【評定の対象】
・工　　事：請負額が５百万円以上の請負工事
※試行　当初請負額が３千万円未満の価格競争により発注する工事は受注者が選択
・委託業務：業務委託料が１百万円を超える土木工事に係る委託業務
（建築関係は業務委託料が５０万円を超える工事に係る委託業務）
※試行　当初業務委託料が５百万円未満の工事に係る委託業務は受注者が選択

② 条件不利地域での施工を難工事として成績評定で評価

・　地理的条件により施工上の制約がある工事又は施工箇所までのアクセスが不良であり作業効率が著しく低下する工事等、条件不利地域において施工する工事を、**「難工事」**として**成績評定**で**評価**する。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【工事成績評定の対象】
・　工事特性（施工条件等への対応）、社会性等（地域への貢献等）で評価し
工事成績を**３点加点**

(4) 県土整備部優良工事表彰・優良建設技術者表彰制度の拡充・見直し

・　「優良工事表彰」に**「ＩＣＴ活用工事部門」を追加**する。
※　**令和3年度**に実施する表彰から適用
※　**ＩＣＴ活用対象工事に限定し、**
令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から**総合評価で加点**

・　「優良工事表彰」に難工事を表彰する**「難工事部門」**を**追加**する。
※　**令和4年度**に実施する表彰から適用
※　**令和5年4月1日以降**に入札公告を行う案件から**総合評価で加点**

・　「優良工事表彰」の**「建築・設備部門」**について、**県土整備部以外**が発注する工事を表彰の対象に**追加**する。（農林水産部を除く。）
※　**令和4年度**に実施する表彰から適用
※　**令和5年4月1日以降**に入札公告を行う案件から**総合評価で加点**

・　「優良建設技術者表彰」における「若手建設技術者奨励賞（知事賞）」の
対象年齢を、３５歳未満の者から**４０歳未満の者に拡大**するとともに、**部長賞**を**創設。**
※　**令和3年度**に実施する表彰から適用
※　**令和4年4月1日以降**に入札公告を行う案件から**総合評価で加点**

【働き方改革】【就労環境の改善】

(1) 週休２日制の導入を加速

・　「担い手確保モデル工事」における「発注者指定型」の試行対象を、
設計金額５千万円以上の**全ての土木工事**に**拡大**。（災害復旧工事等を除く。）
※　**令和3年4月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

(2) 連続休暇期間における入札・契約手続きの延長

・　お盆、年末年始など、建設企業における連続休暇が見込まれる期間をまたいだ入札・契約手続きを実施する場合、当該期間の前後で**適切な日数を確保**する。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

(3) 社会保険等未加入業者との下請契約禁止を拡大

・　社会保険等未加入業者との下請契約禁止については、
令和元年５月から二次下請以下へ拡大し、全面的に禁止としている。
元請へのペナルティの対象を、一次下請で社会保険等未加入業者と契約した場合から、
全ての下請で社会保険等未加入業者と契約した場合に拡大し、取組の徹底を図る。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

(4) 法定福利費の内訳明示

・　社会保険等加入促進による労働環境の改善、
事業者間の公正で健全な競争環境の確保を図るため、受注者（元請）は、
社会保険等に係る**法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出**するものとする。
※　**令和3年10月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

(5) 法定外労災保険の全工事での要件化

・　「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正により、
法定外労災保険の保険料を予定価格へ反映することが発注者等の責務として
位置づけられたことを踏まえ、現場管理費を改定したところであり、
これに伴い、**法定外労災保険の付保**について、**全ての工事で要件化**する。
　また、現在、請負金額が５百万円以上の工事の契約時に求めている
法定外労災保険の加入証明書等の提出について、**全ての工事に拡大**する。
※　**令和3年5月1日以降**（加入証明書等提出の対象工事拡大については
　令和4年4月1日以降）に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

(6) 建設現場の環境改善（女性目線での快適トイレ運用の拡充）

・　建設現場の更なる環境改善を図るため、快適トイレ設置対象工事を拡大する。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

【改正後】
・　**設計金額５千万円以上**の工事において仮設トイレを設置する場合、
　原則、快適トイレを設置しなければならない。

【現　行】
・　設計金額７千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、
　原則、快適トイレを設置しなければならない。

2　迅速な事業執行による県土強靱化を目指して

【企業の立場に立った迅速な執行】

(1) 設計金額事前公表の見直し

・　入札参加企業の負担を軽減するため、当面の間、設計金額の事前公表を、
現行の設計金額２億円未満から**設計金額５億円未満の全ての工事に拡大**する。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

(2) 総合評価落札方式における入札手続きの迅速化

・　県土強靱化予算の迅速かつ円滑な執行を図るため、
一般競争入札の総合評価落札方式のうち「施工能力審査型」の適用範囲の上限を、
当面の間、現行の設計金額１億円未満から**設計金額２億円未満の工事に拡大**する。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

(3) 低入札に係る減点措置の見直し

・　ダンピング対策と執行力の強化対策として、総合評価落札方式における低入札の**減点措置期間**を見直す。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告する案件又はしゅん工承認する案件から適用

【改正後】
・　減点措置期間を落札決定日の翌日から契約締結日までの期間に、契約工期又は標準工事日数を加えて設定し、期間の上限を落札決定日の翌日から契約締結日の前日までの期間に契約締結日から起算して１年を経過するまでの期間を加えた期間とする。

※　期間の上限（例）
落 札 決 定 日：Ｒ３年３月２６日
契 約 締 結 日：Ｒ３年４月　１日
契　約　工　期：Ｒ３年４月　２日～Ｒ４年８月　１日
減　点　期　間：Ｒ３年３月２７日～Ｒ４年３月３１日

・　工事が前倒しにより完成した場合は、減点期間の末日を工事しゅん工承認の通知日までとする。

※　工事しゅん工による減点期間の前倒し（例）
落 札 決 定 日：Ｒ３年３月２６日
契 約 締 結 日：Ｒ３年４月　１日
契　約　工　期：Ｒ３年４月　２日～Ｒ４年３月２５日
しゅん工承認の通知日：Ｒ４年３月１日
減　点　期　間：Ｒ３年３月２７日～Ｒ４年３月　１日

【現　行】
・　減点措置期間を契約工期又は標準工事日数を基に設定し、期間の上限を１年間とする。

(4) 施工者分割方式（一抜け方式）の運用を見直し

・　入札手続きの迅速化を図るため、施工者分割方式による入札において、先に開札した入札を落札したことで失格扱いとなった者以外に有効な入札者がいない場合、その者を**失格扱いとしない**ものとする。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

(5) 柔軟な発注方式を導入し執行力を強化

・　特別調査や見積りの徴収等が困難又は期間を要する単価や歩掛について、**暫定単価**での当初積算により発注を行う方式を導入する。
設定した暫定単価については、金額及び設計変更の対象とする旨を、特記仕様書等で明示し、契約後に適切な設計変更を行う。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

(6) 営繕工事における設計変更に係る業務を円滑化

・　営繕工事において適切な設計変更を行うため、ルールや手続きを明確にした「設計変更ガイドライン」を策定・運用し、業務の円滑化を図る。

(7) 課税事業者届出書の提出見直し

・　落札者の事務負担軽減のため、当初契約締結時に課税事業者に求めていた**「課税事業者届出書」の提出を不要**とする。
（免税事業者には引き続き「免税事業者届出書」の提出を求める。）
※　**令和3年5月1日以降**に契約締結を行う案件から適用

3　建設分野のＤＸ実装を目指して

【アフターコロナを見据えた対応】【生産性の向上】

(1) 非接触・リモート型の働き方を推進

① 「情報共有システム（ＡＳＰ）」を積極的に活用

・　工事関係書類の作成・提出等に係る業務の効率化を図るため、
設計金額１億円以上の土木工事を対象に、
「情報共有システム（ＡＳＰ）」の**「発注者指定型」**を**試行**する。
※　**令和3年5月1日以降**に入札公告を行う案件から適用

② 現場管理等の効率化を加速

・　全ての工事において移動時間を削減する「受注者希望型」の「遠隔臨場」を本格導入し、建設ＤＸによる現場管理等の効率化を図る。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告する案件から適用

③ ＤＸへの転換を適切に評価し浸透を加速

・　工事の**「遠隔臨場」**等、委託業務の**「Ｗｅｂ会議・Ｗｅｂ立会」**を成績評定で**評価**することにより、建設産業へのＤＸ浸透を加速する。
※　**令和3年4月1日以降**に指名通知又は入札公告する案件から適用

(2) 電子入札システムの運用拡大

・　「徳島県電子入札システム」の共同利用により、新たに３町において、令和３年度に電子入札を導入する。

(3) 工事関係書類の簡素化を加速

・　スマート行政推進のため、提出書類等への押印を原則廃止するとともに、工事関係書類の電子化を推進する。

・　提出書類の不断の見直しを行い「工事関係書類等の適性化ガイドライン」を拡充。

4　建設産業への支援

【県内企業の活用推進と負担軽減】

(1) 県内企業の活用推進

令和3年度においても、県内企業への優先発注等を推進する。

①　県内企業への優先発注
・　「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」に基づき、公共工事の発注においても、引き続き県内企業への優先発注を推進する。

②　県内産資材調達の推進
・　県内産資材の原則使用を推進する。

③　県内産出の原材料及び技術の優先使用
・　河川産出物の建設資材としての活用等、県内産出の原材料及び技術の優先使用を推進する。

(2) 講習会の実施等による支援

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策を行い講習会の実施等により建設企業を支援する。

① 入札等支援
- 入札参加に必要な見積り、総合評価落札方式、施工体制等に関する基礎知識を習得するための講習会を実施する。

② 電子化支援
- 電子納品に関する個別相談会等を実施するとともに、習熟度アップにつながる取組みを推進する。
- 市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。

③ 建設業支援
- 建設業におけるＤＸを推進するため、平成長久館と連携し、経営層向けのＤＸ活用伝道トップセミナーやi-Constructionを担う技術者を育成するＩＣＴ活用技術講習会等、各種講習会を開催する。
- 建設企業が現場代理人等を適切かつ効果的に配置できるよう「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の周知を図る。
- 建設業ＢＣＰの策定支援及び認定企業に対するフォローアップを実施する。
- 建設企業の負担軽減と県及び市町村の事務の合理化・効率化を図るため、申請窓口の県への一元化や申請書類の共有化を実施する。